

副本

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1審原告 松田正 外186名

1審被告 関西電力株式会社

求釈明申立書に対する意見書

平成28年4月27日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 神 原



弁護士 原 井 大



弁護士 森 拓



弁護士 辰 田



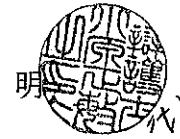
弁護士 今 城 智



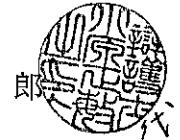
弁護士 番 井 雅



弁護士 山 内 喜



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 中 室 祐



1審原告らの平成28年2月23日付求釈明申立書（以下、「本件求釈明書」という）における求釈明事項に対する1審被告の意見は以下のとおりである。

1 はじめに—1審原告らの求釈明事項に対する回答は必要ないこと

1審被告は、大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）の基準地震動の策定過程について、平成27年1月30日付準備書面（18）（以下、「1審被告準備書面（18）」といふ）で説明し、その関連資料として、「大飯発電所の基準地震動について」（乙49）、「陳述書」（乙50）、「意見書」（乙54）、「大飯発電所 地盤（敷地周辺、敷地近傍の地質・地質構造）について」（乙81）、「高浜発電所・大飯発電所 震源を特定せず策定する地震動について コメント回答」（乙82）等を提出したところであるが、それらに加えて、裁判所による訴訟指揮も踏まえ、本件発電所の基準地震動策定に関連する現地調査の結果等のデータが記載された資料（乙87～92）を、平成28年1月15日付けで書証として提出した。これらによって、1審被告は、本件発電所の基準地震動の策定の流れ、考え方、及び評価のプロセス、評価結果等を明らかにしており、基準地震動の策定に係る主張・立証にあたって必要と考える資料は全て提出している。これに対し、1審原告らは、本件求釈明書において、上記資料に関して「データ」や「元データ（生データ）」等の開示を求めている。

1審原告らの求める「データ」や「元データ（生データ）」が具体的に何を意味するものであるかは判然としないが、仮に、測定機器等による数値データそのもののことを指しているのであれば、このようなデータは、そのままでは基準地震動の検討に利用できるものではなく、図化する等の処理をして初めて検討に利用可能な資料となるものである。原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査においても、1審被告は、このように必要かつ適切な処理を経た資料を提示したものであり、その中で、原子力規制委員会の求めに応じ、調査方法やデータの処理方法も示

している。そのような資料を用いた審査過程を経て、1審被告の策定した基準地震動は妥当であることが確認されているのである。

他方、1審原告らは、データ等の開示を求める理由について、「一審被告の主張の当否を検証することができない」などと述べるものの、調査方法やデータの処理方法につき具体的にどのような問題があるかを主張しておらず、また、誤った前提に基づきデータ等の必要性を主張するなど、1審原告らの主張からは、その開示の必要性は明確ではないと言わざるを得ない。

加えて、数値データ等は、既に提出済みの上記資料（乙 87～92）に記載されたデータよりも膨大な情報量となるが、仮にそれらを本訴訟で逐一検証しようとすれば、審理に多大な時間と作業を要することになる。本訴訟は、平成 24 年 11 月 30 日に訴訟が提起され、これまでに約 3 年 5 カ月もの期間が経過しており、その間、原審及び控訴審を通じて 15 回の口頭弁論期日と 8 回の進行協議期日が設けられて、主張及び証拠の整理が行われている。このような審理の状況をも踏まえれば、既に提出済みの書証に加えて、1審原告らが開示を求めるデータ等を提出することは、必要性を欠くだけではなく、訴訟の完結を遅延させることとなるので、1審被告としては、1審原告らの求釈明事項に回答することは適当でないと考える。

以上のとおりであるから、1審原告らの求釈明事項に対して回答する必要はないのであるが、以下、1審原告らが開示を求める各事項に関して、開示の必要性がないことを個別に指摘する。

2 各論—1審原告らが開示を求める各事項について、開示の必要性がないこと

(1) 本件発電所敷地及び敷地周辺における地震観測記録、並びにその応答スペクトルの図及び耐専スペクトルとの比を示す図について

1審原告らは、「基準地震動策定に欠かせない、地下構造モデルを検討するにあたって、実際の地震の観測記録が重要視されるのは当然」などとして、本件発電所における地震観測記録等を開示するよう求めている。

しかしながら、平成 27 年 4 月 14 日付準備書面（21）3~4 頁及び同年 6 月 30 日付準備書面（23）3~4 頁で述べたとおり、1 審被告は、自らが実施した P S 検層、試掘坑弾性波探査、反射法・屈折法地震探査や、本件発電所敷地及び敷地周辺における常時微動記録を用いた微動アレイ観測、地震波干渉法等による多角的な検討をもとに地下構造を評価しており、地震観測記録を用いざとも、地下構造モデル（地盤の速度構造）の設定は可能である。これらの評価結果については、1 審被告準備書面（18）41~56 頁、「陳述書」（乙 50）14~42 頁、基準地震動策定に関連する現地調査の結果等のデータが記載された資料（乙 87~92）等に記載のとおりである。

そもそも、地下構造モデルの検討に用いることができるような、本件発電所における地震観測記録は存在せず、その応答スペクトルの図や耐専スペクトルとの比を示す図も存在しない。この点に関して、1 審原告らは、「阪神・淡路大震災復旧記録」（甲 258）に記載されている平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震における本件発電所での地震観測記録の存在を指摘するが、そのような記録は、本件発電所の検討用地震の震源位置とは大幅に異なる、遠方で発生した地震によるものであること等から、検討用地震による地震動の検討や、若狭湾付近で発生する地震の震源特性の検討といった、基準地震動の検討に用いることはできない。

さらに、「大飯発電所 地盤モデルの評価について」（乙 92）119 頁及び 120 頁の図は、気象庁により公開されている気象庁一元化震源に記載された若狭湾周辺地域の地震（多数の小規模な地震を含む）の震源の位置を図示したものであり、本件発電所における 1 審被告の観測記録に基づくものではない。そもそも、1 審被告は、「他の地域よりも大きい地震動をもたらす地域性が存する可能性を示すデータ」が「特段得られていない」と主張しているのであって、1 審原告らの「微少地震記録については、『データが特段得られていない』と言うのでは矛盾し、疑念が残る。」との主張の趣旨は不明である。

以上のとおりであるから、誤った前提に基づいて、地震観測記録、並びにその

応答スペクトルの図及び耐専スペクトルの図との比を示す図の開示を求める 1 審原告らの主張には理由がなく、開示の必要はない。

(2) 本件発電所敷地に関し実施された P S 検層、試掘坑弾性波検査、反射波地震探査、微動アレイ、地震波干渉法のそれぞれの結果を示すデータ及びとりまとめた図等を解析した結果を示す根拠となる全ての検査の元データ（生データ）について

本件発電所敷地周辺の地下構造を把握し、地盤の速度構造（地盤モデル）を評価するために実施した P S 検層や単点微動観測等の各種調査内容や評価のプロセス、評価結果等については、1 審被告準備書面（18）2～3 頁、及びその関連資料として提出した「陳述書」（乙 50）33～42 頁、「大飯発電所 地震動評価について」（乙 88）、「大飯発電所 地盤モデルの評価について」（乙 92）等に記載のとおりである。

1 審原告らは、「各探査等のそれぞれの結果」や「解析結果」を検証する必要があるとして、「元データ（生データ）」の開示を求めるが、調査方法やデータの処理方法について具体的にどのような問題があるかを指摘しておらず、開示の必要はない。

なお、単点微動観測に関連して、1 審原告らは H/V スペクトルに関し誤った理解に基づき必要性を述べるため、その点も指摘しておく。1 審原告らは、「H/V が 10 倍を超すという事実は、地震波の增幅率を示す意味で極めて重要」であることを理由に、単点微動観測（乙 88、30 頁）の「根拠となる全ての検査の元データ（生データ）」の開示を求めるが、H/V スペクトルの検討は、岩盤（解放基盤表面）より上の表層地盤の厚さを評価することで、解放基盤表面の位置（標高）を敷地全般にわたり確認するために実施したものである。このように H/V スペクトルは解放基盤表面より上の表層地盤の特徴を示すものであるのに対し、本件発電所は、基準地震動が定義される解放基盤表面に直接設置されているので

あるから、H/Vスペクトルが本件発電所の基準地震動や耐震評価に影響することはないものである。

また、1審原告らは、「(引用者注:解放基盤表面の)標高差90mというのはかなり大きく、本当にこういう場所でH/V法を適用できるのか」を明らかにするためにも、単点微動観測(乙88, 45頁)の「根拠となる全ての検査の元データ(生データ)の開示を求める」と述べるが、敷地の広さ(単点微動観測の範囲は端から端まで約2km)に比較して、標高差90mという程度であれば、解放基盤表面の標高の変化は緩やかと評価できるのであり、H/Vスペクトルの利用に支障はない。

なお、H/V法を用いた一連の評価結果については、原子力規制委員会における新規制基準への適合性審査において妥当であることが確認されている。

以上のとおりであるから、原告らは、誤った前提に基づいて開示の必要を述べるものであり、単点微動観測について開示の必要がないとの結論が変わることはない。

(3) 本件発電所敷地周辺の海岸地域の地殻変動に関し、1審被告が調査、評価を行った全ての検査の元データ(生データ)及び同地域の12~13万年前以降の地殻変動に関する解釈を記した1審被告作成文書について

1審原告らは、①「台場浜の中位段丘面が南にいくにつれ高くなっている」ことや、②鋸崎~台場浜と小浜市泊との中位段丘面の標高差が「約3メートル」であることをもって、「『変動地形は認められない』とした、解析結果の説明と、その根拠となる全ての検査の元データ(生データ)の開示」を求めるが(なお、台場浜の中位段丘面が南にいくにつれ「高くなっている」とあるのは、「低くなっている」の誤記と思われる。)，1審被告の検討結果については、「大飯発電所、高浜発電所 敷地周辺の活断層評価について コメント回答」(乙91)「7. 台場浜~鋸崎にかけて分布する中位段丘面に関する検討結果」(119~138頁)に

記載のとおりである。

すなわち、①中位段丘面は、台場浜のように一見、地形的に一連に見えるものであっても、山側（内縁）と海側（外縁）に傾斜があることで両者に高度差が生じることや、中位段丘面形成後の浸食、堆積作用により場所によって高度差が生じることがあるし（乙 91, 126～127 頁），②「小浜湾に F O-A～F O-B 断層と熊川断層をつないで上下変位成分を有する断層が存在すれば小浜湾の東側が西側に比べ沈降するはず」（乙 50, 25～26 頁）であるのに対し、鋸崎～台場浜（西側）と小浜市泊（東側）との中位段丘面の「約 3 メートル」の標高差はそれとは異なる（東側の方が西側よりも標高が高い傾向にある）のであって（乙 91, 137 頁），1 審原告らの指摘は、何ら科学的、技術的な根拠もなく述べるものである。

以上のとおりであるから、科学的、技術的な根拠なく本件発電所敷地周辺の海岸地域の地殻変動に関する「元データ（生データ）」の開示を求める 1 審原告らの主張には何ら理由がなく、開示の必要はない。

（4）山田断層と山田断層帯（郷村断層を含む。）について、1 審被告が調査、評価を行った全ての検査の元データ（生データ）について

1 審被告は、1 審被告準備書面（18）42～50 頁で述べたとおり、F O-A～F O-B～熊川断層による地震（断層長さ 63.4km, マグニチュード 7.8, 震央距離 3km）及び上林川断層による地震（同 39.5km, 7.5, 38km）を検討用地震として選定しているが、この際、過去の地震として北丹後地震（マグニチュード 7.3, 震央距離 67km), 敷地に大きな影響を及ぼす活断層として山田断層（断層長さ 33km, マグニチュード 7.4, 震央距離 51km）及び郷村断層（同 34km, 7.4, 63km）も考慮しており、これらが F O-A～F O-B～熊川断層、上林川断層による地震と比較して、地震の規模が小さく、敷地までの距離も遠いことから敷地に与える影響が小さいと評価したため、検討用地震として選定しなかったのである（乙 88, 「大飯発電所 地震動評価について」2～9 頁）。1 審原告らは、これまで山田断

層及び山田断層帯に関する主張を行ったことはなく、新たに主張するものであるが、この点は措くとしても、以上述べたとおり検討用地震として選定すべきものではないから、山田断層と山田断層帯に関する「元データ（生データ）」を開示する必要はない。

(5) 上林川断層について、1審被告が調査、評価を行った全ての検査の元データ（生データ）について

上林川断層に関する1審被告の調査及び評価は、「大飯発電所 地盤（敷地周辺、敷地近傍の地質・地質構造）について」（乙87）に記載のとおりである。

1審被告は、上林川断層の北東端について、リニアメント（線状の地形のずれ）は故屋岡町付近（乙87、25頁の図表のA地点）で認められなくなることを確認したが、更に北東側の延長線上でも、露頭した岩盤を探索し、そこに見られる断層面の試料を採取しての分析や詳細な観察等の調査を行った結果、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が認められず、さらに、断層面が、後期更新世以降の活動が認められない別の小断層によって切られていること等から、確実に活断層が存在しないと確認できた県境付近（同図表のB地点）を北東端とした（乙87、18頁、25～32頁、40頁）。これに対し、1審原告らは、上林川断層の北東端が海域に延びると考えるのが普通であると述べるが、何ら科学的、具体的な根拠なく主張するものに過ぎない。したがって、科学的、具体的な根拠なく上林川断層に関する「元データ（生データ）」の開示を求める1審原告らの主張には何ら理由がなく、開示の必要はない。

以上